

(第77号議案)

中野区立福祉住宅条例(平成10年中野区条例第18号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略) (使用料の決定)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定による収入に関する報告がない場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)において、法第34条の規定による収入状況の報告の請求を行ったにもかかわらず、福祉住宅の利用者がその請求に応じないときは、当該福祉住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>第12条 (略) (収入に関する報告)</p> <p>第13条 利用者は、規則で定めるところにより、毎年度、区長に対して、収入に関する報告をしなければならない。<u>ただし、利用者が公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入に関する報告をすること及び法第34条の規定による収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情があると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(収入の認定等)</p> <p>第14条 区長は、<u>前条本文の報告に基づき(同条ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により)</u>利用者の収入の額を認定し、利用者に対して、その認定した額(以下「収入認定</p>	<p>第1条～第10条 (略) (使用料の決定)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定による収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による収入状況の報告の請求を行ったにもかかわらず、福祉住宅の利用者がその請求に応じないときは、当該福祉住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>第12条 (略) (収入に関する報告)</p> <p>第13条 利用者は、規則で定めるところにより、毎年度、区長に対して、収入に関する報告をしなければならない。</p> <p>(収入の認定等)</p> <p>第14条 区長は、<u>前条の報告その他の資料に基づき</u>利用者の収入の額を認定し、利用者に対して、その認定した額(以下「収入認定額」という。)を通知する。</p>

額」という。)を通知する。

2・3 (略)

第15条～第22条 (略)

(同居の許可)

第23条 福祉住宅の利用者は、当該福祉住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 (略)

(使用権の承継)

第24条 福祉住宅の利用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き当該福祉住宅に居住を希望するときは、省令第12条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 (略)

第25条～第38条 (略)

附則 (略)

別表 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条第2項、第13条ただし書及び第14条第1項の規定は、平成30年4月以後の月分の使用料について適用し、同年3月以前の月分の使用料については、なお従前の例による。

2・3 (略)

第15条～第22条 (略)

(同居の許可)

第23条 福祉住宅の利用者は、当該福祉住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 (略)

(使用権の承継)

第24条 福祉住宅の利用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き当該福祉住宅に居住を希望するときは、省令第11条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 (略)

第25条～第38条 (略)

附則 (略)

別表 (略)